

平成29年8月31日

新潟市立木崎小学校 いじめ防止対策基本方針

新潟市立木崎小学校

1 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」～「いじめ防止対策推進法」より～

2 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

(1) 学校が講ずべき基本的施策

- ① 道徳教育の充実（すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実）
 - ☆参観日で「思いやり」の道徳授業公開
 - ☆食育の推進
 - ☆縦割り活動(縦割り清掃，全校なかよし遠足等)
 - ☆児童会活動(児童集会，6年生を送る会等)
- ② 児童に自立性，社会性，自己肯定感を育む授業，学級経営の充実
 - ☆話し合い活動
 - ☆SELの実施
 - ☆職員研修の充実
- ③ 早期発見のための措置（定期的な調査その他必要な措置）
 - ☆学校生活アンケート
 - ☆学校評価子どもアンケート，保護者意識調査
- ④ 相談体制の整備
 - ☆個別面談
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ☆情報モラルについての研修

- (2) 学校は，いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，複数の教職員，必要に応じて専門家等により構成される組織を置く
 - ☆集団不適応対策委員会（校長，教頭，教務主任，生活指導主任，学年主任，特別支援コーディネーター，養護教諭，担任，必要に応じて専門家等）

- (3) 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置

いじめ問題に対しては，認知後24時間以内に対応をとるとともに，犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には，直ちに教育委員会や警察等に連絡し，対応する。

- ① いじめの事実確認
- ② いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援
- ③ いじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは教育委員会、所轄警察署等と連携する
- ⑤ 懲戒，出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置をとる

3 重大事態への対処

- (1) 学校は，重大事態に対処し，及び同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，適切な方法により，事実関係を明確にするための調査を行うこと
- (2) 学校は，1の調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し，必要な情報を適切に提供するものであること
- (3) 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告，地方公共団体の長等による1の再調査，再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること

「重大事態」とは

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間※，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(※「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが，日数だけでなく，個々の状況等を十分把握した上で判断する。)

～「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」より～